

# 伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務仕様書

平成30年8月28日

## 1 業務名

伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務  
(以下「業務」という。)

## 2 業務の目的

当院は昭和58年の移転開院から35年が経過し、施設の老朽化対策や将来を見据えた病院機能の再構築に向けた抜本的な対応が急務となっている。

第二次経営計画（平成26年度～35年度）においては、後期計画（平成31年度から5年間）の中心的課題を新病院建設計画の推進と位置づけ、これにより地域の安全・安心を守る基幹病院として、健全な経営体制を確立しながら質の高い医療を安定的・効率的に提供していくことを目指している。

そこで、新病院建設基本構想・基本計画を策定するに当たり、高度な専門的知識や十分な実績を有する者に支援業務を委託することにより業務全体を効率的に推進し、よりの確で実現性の高い計画を策定しようとするものである。

## 3 履行期間

契約締結の日から平成32年8月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 基本構想の策定支援（概ね1年間を予定）

基本構想の策定に係る各種の企画立案支援、情報収集・資料提供、調査分析、打合せ・相談対応、資料作成、内部会議支援等を業務とする。主な項目は次のとおり。

- 医療環境分析 ○必要な医療機能・診療科等の構成 ○病床規模
  - 人員配置 ○経営形態 ○経営の効率化 ○再編・ネットワーク等の展望
  - 施設規模 ○建設候補地 ○整備スケジュール ○その他必要な事項
- ※基礎的な外部環境・内部状況調査は別途実施済み。

### (2) あり方検討委員会の運営支援

外部有識者等で構成するあり方検討委員会の提言を基本構想に反映させるた

め、基本構想策定と並行して運営するあり方検討委員会の運営支援を業務とする。あり方検討委員会の概要（予定）等は次のとおり。

ア あり方検討委員会の概要

・委員構成

医師、議員、住民、有識者等により20人～25人を予定

・委員会開催時期及び回数

平成30年11月中を第1回とし、以後1.5～2ヶ月に1回程度を目途に委員会開催5～6回、中途に他病院の視察、勉強会等を2～3回実施し、提言書提出まで約1年間を予定

イ 主な業務項目

- 会議資料検討・作成支援
- 会議出席
- 会議における質疑対応支援
- 会議録作成、○提言書作成支援
- その他必要な事項

(3) 住民アンケート調査の実施支援

当院に対する住民の意識や受療実態等を把握するため、伊南地区住民を対象としてアンケート調査を実施し基本構想の策定資料とする。調査結果資料は、あり方検討委員会の後半に提出する日程を予定する。主な業務項目は次のとおり。

- アンケート項目の検討
  - 郵送・回収
  - 内容分析
  - 調査結果資料化
- ※発送人数等は未定

(4) 基本計画の策定支援（概ね1年弱を予定）

基本構想を踏まえた基本計画の策定に係る各種の企画立案支援、情報収集・資料提供、調査分析、意向調整、打合せ・相談対応、資料作成、内部会議支援等を業務とする。主な項目は次のとおり。

- 全体事業計画
- 部門別運営方針
- 業務機能
- 施設整備計画
- 医療機器・医療情報システム整備計画
- 設計と条件
- 発注方法
- 概算事業費・事業収支
- その他必要な事項

5 成果品の納品等

(1) 成果品及び納品数は次のとおりとする。

- ア 伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本構想（案） 30部
- イ 同 骨子概要版 100部
- ウ 伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本計画（案） 30部
- エ 同 骨子概要版 100部
- オ あり方検討委員会会議録 2部
- カ 住民アンケート調査結果 30部

- キ その他本業務において作成した資料、記録書類等 2部
- ク 前各号の原稿・データ等を収録した電子記憶媒体 2部

## (2) その他

ア 上記(1)ア～エを納品後、成案の完成までの間に内容の修正があった場合は、修正後の完成版の納品を別途求めることがある。その他上記(1)各号に掲げた成果品以外の成果品の納品要求及び納品数の変更等は、その必要が生じた時点で協議する。

イ 成果品及び業務工程で作成した書類等の一切の権利は、原則として発注者に帰属するものとする。

## 6 着手時の打合せ

発注者と受託者とは、契約締結後7日以内に、当院において当面の業務に関する確認等の具体的な打ち合わせを行うものとする。その際、受託者は次の書類を持参提出すること。

- ア 統括責任者、主任担当者及びその他担当者の一覧表
- イ 業務工程表
- ウ 打ち合わせ計画書
- エ その他当面の業務方針に必要な事項

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行によって知り得た秘密に係る事項について、これを他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の一部を他者に再委託しようとする場合には、事前に発注者に対し、再委託業務内容及び再委託業者報告書(任意様式)を提出し、承認を得なければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受託者が双方協議のうえ定めるものとする。